許可手続きの流れ

大分市内に屋外広告物を掲出する場合には、市長の許可を受けなければなりません。（ただし、適用除外に該当するものは許可がいらないものがあります。）

● 手続きの流れ

事　前　相　談　等

・許可地域・禁止地域等の確認
・計画している広告物の設置場所や種類等が決定している場合には、条例・規則の基準に適合しているか等

↓

許　可　申　請

・申請書、位置図、図面等が必要です。

↓

審　　査

・許可地域・禁止地域や広告物の規格等の審査
・手数料等の金額の算出

↓

納 付 書 の 送 付

・審査に適合した場合は、納付書を送付します。
※条例・規則の基準に適合しないものは許可ができないことから、納付書は送付いたしません。

↓

許 可 書 交 付

・　手数料の納付確認後に許可書を交付します。

↓

施 工 ・ 管 理

・大分市に屋外広告業の登録を行っている業者がおこなってください。

↓

工 事 完 了 届

・屋外広告物等工事完了届と、広告物完成後のカラー写真（全体が確認できるもの・許可証の貼付が確認できるもの）が必要です。

↓

更　　新

・許可後は、１ヶ月若しくは１年又は３年の更新となります。